

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年7月1日
東京都

東京都は、多くのエネルギーを消費する「大規模事業者」でもあり、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を積極的に進めており、都有施設における再エネ設備整備に係る業務のスピードアップや着実な管理を実現するため、本選考において、主任級・課長代理級職員として即戦力で活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、面接を受験する必要があります。

1 選考職種、採用予定人員等

(※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。

◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

職種・ 職層	採用予 定人数	業務内容	求められる専門的な知識・経験	受験資格	人物像・望ましい要件・資格等	任期（※）	職	勤務場所
建築・ 課長代理	1人	○都有施設における太陽光発電設備設置に係る次の業務の内、本人の適性により分掌を割り振る。 ・太陽光発電設備設置に伴う建築基準関連法令に基づく建物構造・強度確認、建物補修・補強に係る建築設計業務 ・建築的な工事管理業務又は施工管理業務 ・太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池等選定、既存施設の電力設備の改修等設備設計業務 ・太陽光発電設置に係る企画及び施設管理者との調整業務 ・その他、太陽光発電設備設置に係る業務 ・以上の業務について、部下の管理監督	建築基準法や建築構造に係る知識を持ち、建築建造物や建築設備に係る企画、設計、工事管理又は施工管理に従事した経験	左記の経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上（「2 受験資格」別表 課長代理 の欄に記載の年数以上）あること。 また、チームリーダーとしておおむね3名以上を統括した経験が3年以上あること。	次の資格を保有していることが望ましい。 ・建築士 ・建築設備士 ・構造設計一級建築士 ・建築施工管理技士	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで	気候変動対策部計画課（率先行動推進担当）	東京都庁第二本庁舎20階
建築・ 主任	1人	○都有施設における太陽光発電設備設置に係る次の業務の内、本人の適性により分掌を割り振る。 ・太陽光発電設備設置に伴う建築基準関連法令に基づく建物構造・強度確認、建物補修・補強に係る建築設計業務 ・建築的な工事管理業務又は施工管理業務 ・太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池等選定、既存施設の電力設備の改修等設備設計業務 ・太陽光発電設置に係る企画及び施設管理者との調整業務 ・その他、太陽光発電設備設置に係る業務	建築基準法や建築構造に係る知識を持ち、建築建造物や建築設備に係る企画、設計、工事管理又は施工管理に従事した経験	左記の経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上（「2 受験資格」別表 主任 の欄に記載の年数以上）あること。	次の資格を保有していることが望ましい。 ・建築士 ・建築設備士 ・構造設計一級建築士 ・建築施工管理技士	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで	気候変動対策部計画課（率先行動推進担当）	東京都庁第二本庁舎20階

2 受験資格

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

・教育公務員※¹

・東京都職員（任期付職員※²、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 7 年 9 月 30 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数	
	課長代理	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4 年制の大学）の卒業	10 年以上	5 年以上
・短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	12 年以上	7 年以上
・高等学校の卒業	14 年以上	9 年以上

注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員、派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注 3 合格通知後 5 営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注 4 実務経験とは、下表のとおり。最終選考結果通知後、実務経験確認のため、採用までの指定する日までに、職歴証明書を提出していただきます。

職種	実務経験
建築	建築建造物や建築設備に係る企画、設計、工事管理又は施工管理に従事した経験

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書兼履歴書、職務経歴書等による審査
------	---------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。
- ※ 結果通知は申込者全員に送付します。

(2) 第2次選考

口述審査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述審査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

4 申込手続

受付期間	令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）午後5時まで
申込方法	・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の申込書兼履歴書、職務経歴書及び顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。 ・メールの件名は「環境局一般任期付職員申込」としてください。 ＜環境局任期付採用募集案内ページURL＞ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/ichinin ＜提出物＞ 申込書兼履歴書（上記URLの所定様式） 職務経歴書（上記URLの所定様式） 顔写真データ（jpg、3メガバイト以内） ＜提出先＞ 環境局総務部総務課メールアドレス kankyo_saiyou(at)section.metro.tokyo.jp ※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。 お手数ですが、メール送信の際は、（ at ）を@に置き換えてご利用ください。 ＜注意事項＞ ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。 ・ <u>複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</u>

- ◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、環境局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和7年8月5日（火） ※第2次選考の2日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和7年8月12日（火）～8月15日（金） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和7年8月中旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、応募した職種と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約 363,100 円
主任	5年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和7年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和7年4月1日時点の給料月額に地域手当（20％）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、10月採用の場合は5日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都環境局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 19 階南側

【電 話】 03 (5388) 3418 (ダイヤルイン)

【環境局ホームページ】 <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅 (西口) から徒歩約 10 分
都庁前駅 (都営大江戸線)

《環境局職員募集ホームページ》

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/ichinin>